

6年を振り返って

最終講義の日 2010年3月25日
場所 神奈川大学法務研究科24号館1階

間部 俊明

はじめに——大きな話と小さな話

3年生の皆さんは本日、神奈川大学法科大学院を卒業されました。夕方には修了のお祝い会が行われます。私もあと数日で専任教員の任期を終えて退職となります。卒業する皆さんに、このような機会を作っていただけたことに丸山茂委員長その他の大学関係者に感謝したいと思います。私は、創設からの6年間、神奈川大学法科大学院で専任教員をつとめてきました。実務家教員は交代しますので、それぞれの実務家教員がこの法科大学院でやったこと、やり残したことを語り残していくということは、神奈川大学法科大学院の歩みを記す上で意味のあることだろうと思います。

レジメの「はじめに」に書いた「大きな話と小さな話」について述べます。私は、1期生の入学ガイダンス・セレモニーでの教員挨拶で、このロースクールは「小さな体に大きな望み」を持っていると話しました。小規模ロースクールではあるけれども、大きな望みを持って教員はやっていくので、ぜひみなさんも大きな望みを抱いて学修に励んでほしい、という趣旨でした。その意味で本学の「大きな望み」に私がどうかかわってきたかをお話します。それから今日のお話が「大きな話」と「小さな話」に及ぶということもありまして、対比的にそれぞれの場所で「大きい話」と「小さい話」というのが出てくると思います。要は、神奈川大学法科大学院での6年を2つの視点から振り返りたい

ということです。

法科大学院の理想とその6年

まず、法科大学院がどこからやって来たかを振り返ってみましょう。私はこの法科大学院ができる前、横浜弁護士会の関連委員会のメンバーとして神奈川県内の法科大学院の創設準備に関わっておりました。神奈川県内では、横浜国大の準備作業が先行していました。そちらの創設の議論にも関わり、何度も国大のキャンパスに通っていました。しかし、知人・友人のいる神奈川大学の方に来ることになりました。

1999年に始まった司法制度改革審議会の議論の中で「法科大学院構想」が出てきました。法曹養成制度の大きな転機が必要であるとの議論がうねりのように展開されていました。いわく、近頃の司法試験における論文試験の答案を見ても、同じような答案ばかりだ。これは予備校の教え方にかなり毒されている。こういう答案を見ていると、司法試験合格者の質を憂慮せざるをえない。こういう議論が司法試験委員の方々から語られるようになっていました。従来の司法試験は一発勝負ですね。それに合格するということはかなりパーセンテージの低いチャレンジで、そのかわり何回でも受けることができる。平等と言えば平等だけれど、流れとして、法学部を出て、あるいは法学部に通いながら司法試験予備校に通う、いわゆるダブルスクール化という現象が当然のことのように進展

していきました。それでいいのか、という気運が高まっていきました。

他方で、司法制度改革審議会では、法の支配を日本の隅々にまで及ぼす必要がある、今の法律家の規模はそれに応えていない、従ってもっと高い質の法曹を大量に輩出する必要がある、といった議論が行われていきました。そういうことから、法科大学院構想が急速に現実化していきました。そこでは、理想が語られていました。振り返ってみると、①法理論教育と実務の架け橋としての法科大学院。②一発勝負ではなく、プロセスとしての法曹養成を行う場としての法科大学院。③多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に迎えて、法曹としての教育を行う場としての法科大学院。こういった理想が語られていました。修了した人が司法試験を受けたら、その7割から8割が合格するという、ある意味で夢のような話が展開されていたわけです。「本当か?」と思いつつ、議論の推移を追いかけていたわけです。

危険性を指摘する声も、もちろんありました。多様なバックグラウンドをもつ人材を法曹に受け容れるようにすると言うのが、純粋未修者を3年で合格するところまで到達させるということは本当にできるのか、という指摘がありました。多様なと言った場合に2つあって、1つは法学部以外の他学部出身者とりわけ理科系の人、あともう1つは社会人ですね。そういう人たちを迎え入れて、合格レベルまでもっていくだけの教育力を、どれだけの法科大学院が持てるのか。そういう教員がどれだけいるのか。というような懐疑的な問いかけです。

また、東京や大阪に大規模校が集中してしまうのではないかと危惧もありました。

弁護士の中には、修習期間の短縮や給費制の見直しを懸念する声が根強くありました。受験生生活を送っていた者からすると、合格後、司法研修所に通って給料をくれることがとても嬉しいわけです。前期修習期間中にはソフトボール大会がある。検察教官は、前にちょっと言い

ましたけど、能を観に行こうとか言って、能楽堂まで連れていってくれました。それでも給料ももらえる。そういう間にはコンパがどれだけあったことか。寮生活を送る者にとっては、寮の中での緊密な人間関係ができる。総じて、2年間の研修所での生活は、その後の法律家人生にとって「同じ釜の飯」の仲間ができる生活なんですね。戦後民主主義の土壌の中で、法曹一元の実現を念頭に置きながら制度設計した司法研修所であったわけです。

ところが、そういう戦後の伝統を切り捨て、研修期間を短くし、法科大学院に純粋未修者を招き、3年の期間で合格レベルまで持って行く、しかも、これまで前期修習でやっていたことの一部まで教えるという構想を作った。本当に、未修者が合格までいくのか。変えない方がいいんじゃないの、というような意見が相当根強かったですね。しかし、審議会の議論は進み、合格者を3000人とする法科大学院構想がいよいよ現実化していく。そういう中で手を上げる大学が次々と出てきて、文科省が認可し、教員の募集が始まっていく。懐疑論ばかり言っても始まらないだろうと考えました。創設期の法科大学院の中に入って働いてみたいと考えるようになりまして、手を挙げた次第です。

ここで、日弁連の議論を紹介します。日弁連では「法科大学院は何を旨とするのか」という議論をしました時に、2つのマインド、7つのスキルというのを掲げたんです。これはその後、日弁連の法務研究財団が認証評価の基準にすることにもなって、それなりに法科大学院の自己評価のところでわが校の教育もこれに従って整理しているというところも出てくるようになっています。

2つのマインドというのは、法曹としての使命感・責任感と法曹倫理。7つのスキルというのは、問題解決能力、これがひとつです。法的知識、法情報調査能力。3つ目が事実調査、事実認定能力。4つ目が法的分析、推論能力。5つ目は、創造的・批判的検討能力。6つ目は、

法的議論、表現、説得能力。7つ目はコミュニケーション能力。こういうものです。

法科大学院の教育の場面で、これをどれだけやれてきたかということが評価のポイントになる、という立場です。

新司法試験が始まり、合格者が増えてはきました。しかし、合格率は下がる一方で、昨年は3割を切りました。司法制度改革審議会が打ち出したときの合格率が7割から8割でしたから、その目標の半分以下に低下したわけです。しかも、昨年度は、合格者数まで減ってしまいました。予定では2400人くらいの合格者が出るはずだったのが、2000名ちょっとぐらいになった。原因としては、合格者の質を落とすわけにはいかないという司法試験委員会の見解がありますが、他方で日弁連が増員のペースダウンを求める緊急の提言などをやったということが影響していると言って間違いはないだろうという気がします。

この6年間は、当初掲げた法科大学院の理想が少しずつというか、次々とというか、摩耗していく6年でありました。特に今、地方の小規模校は存亡の危機に立たされていると言っても過言ではありません。「騙された」といううめき声のようなものが耳に入り、こびりつき、離れない。その事は、みなさんもごく身近な体験として感じているんだろうと思います。

本学の実績から振り返ってみると、未修の合格者は1期が2名、2期が4名、3期が3名、合計で9名です。既修の合格者が1期10名。これはすごいですね、15人しかいなくて約7割の合格率に達している。2期の既修が2名。3期の既修がゼロという状況。年ごとに見ると、2006年度（平成18年度）が4名。1回目ですね。2007年度（平成19年度）が8名。2008年度（平成20年度）が5名。2009年度（平成21年度）が4名。こういうように推移してきました。

率直に言って今、1学年で30人程度の学生がいるけれども、2期以降はその中で受かるのは1割から2割ぐらいという状況なんですね。

おいしい、もう少しで受かったという人がかなりいるということも事実で、そういう人の点数が少し上がってれば、この数字はがらっと変わっていたはずなのですが、惜敗組が各年度にかなりいる。こういう状況をどうしたらいいのかというのは、去るにあたって私の最も気になるところであります。

転機となった「あの事件」

法科大学院全体の6年を振り返ってみると転機になったのはあの事件だという気がします。つまり、新司法試験問題漏洩疑惑です。2007年（平成19年）のことでした。とてもけしからん話です。公平性という点で司法試験という崇高な試験に泥を塗るような事件でした。にも拘らず、この問題の処理がとても煮え切らないような形ですんでしまったような気がしてなりません。あの事件の後、いっそう受験勉強への傾斜が進んだような気がします。司法試験委員がいない法科大学院には行きたくないというような傾向が顕著になった。あるいは裁判官、検察官の出向教員がいない法科大学院には行きたくないというような傾向も進んだとの指摘もあります。あいまって大規模校へのいっその傾斜が進んだのではないか。裏から言えば小規模校から受験生が引いていく流れができ、加速していったような気がします。

私は日弁連で地域司法計画の部会に所属して活動しているので、その立場から言うと、地方における法科大学院の危機を感じます。司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の集中が生じることを懸念する声に配慮して、全国的な適正配置の必要をうたいました。その結果、多くの地方国立大学が法科大学院の設置に踏み切りましたが、そうした地方の小規模国立校が軒並み合格者数で苦戦しているわけです。鹿児島大学、静岡大学、信州大学、琉球大学、筑波大学、香川大学、島根大学・鳥取大学（これは連合です）など、それぞれの地域では一流と目されている大学の法科大学院が苦戦をしている。それ

らの地方では、弁護士の数が少なく、地元で活動する弁護士を養成したいという気持ちで法科大学院を作ったところばかりです。

法科大学院制度の危機としての現在

つい先頃、2010年3月12日の朝日新聞に報じられた記事ですけれども、文科省が新年度から法科大学院の評価に司法試験の合格実績を追加する、ということを発表しています。合格者の数が少なければ、法科大学院の評価もマイナスになる。こういった動きを文科省自体がやるということになってしまっています。転機としての「あの事件」がもたらした合格至上主義の弊害をさらに加速するような方針が取られることになりました。合格者数による選別が国レベルで始まっていて、地方の小規模校が危機にさらされている。

法科大学院の危機というのは、法曹養成制度の危機を意味します。審議会意見書では法科大学院は、法曹養成制度の中核であると書いてありました。つまり法学教育、それからその後の司法試験、その後の実務修習、それらをプロセスとして見た場合に、そのそれぞれの場面で法科大学院が中核として関わって、発言をして、リードしていく。法曹養成制度の中核として法科大学院というものを見ていた。ところが、文科省主導の選別、合格者数による選別というようなものが始まることによって、審議会意見書が言った、法科大学院を中核とした法曹養成という議論が、とても陳腐化してしまっただけです。理想を胸に秘めて勉強していい法律家になっていくというエネルギーの源となるはずの法科大学院が、選別の対象になって、びくびくしながら日々を送るみたいな、そういう妙な状況になってしまっているのです。

私は、大規模校、小規模校という話とは別に適正試験の受験者数が減っていることについて危惧を抱いています。優秀で志の高い若者や多様なバックグラウンドを持った人材が、今や法科大学院に見切りをつけて来なくなっている。

このことは東大であれ、早稲田であり、中央であれ、全国の法科大学院関係者が誰でも重く受け止めなければならないことだと思います。これだけ適正試験の受験者数が減ってしまうと、優秀な若者はどこに行ってしまったのだろう。そう問いかけたくなるほどです。若い時代に自分の問題意識を絞って、自己形成のために費やすのはとても大事なことで、そういう場所として法科大学院はとても、有益なステージであると思うのですが、これだけ適正試験離れが進むということは、日本社会全体にとって不幸なことだろうという気がしております。

法科大学院制度の危機をどのような枠組みで考えるか

法曹養成制度の危機は、日本社会全般の危機と関係しています。率直に言えば、危機は法科大学院だけではなく、わが国の社会も危機なんです。法科大学院は、浮き足立つことなく、その存在を社会の中に捉え返し、制度設計の修正を提言していくべきだと思います。

審議会意見書は小泉改革が華やかなりし頃、言葉を借りれば、新自由主義が謳歌している頃に作られました。自由競争を活発にする。国は小さくする。行政改革で公務員を減らし、規制緩和して、自由な競争を行わせることで活力が出てくる。自己責任を各人が取れるような社会にする。そういう中で事後救済型の社会がこれからやってきて、そこに法律家の需要の拡大というものがある、法律家の増員が必要であるという国のグランドデザインが描かれていたわけですね。

この6年で、長年わが国の社会を支えてきた日本型雇用が破壊されました。その結果、貧富の差が出てきて、雇用も、家庭も、地域も壊されてきた。いろんなところが壊れて、壊れて、個人がバラバラになって、困った困ったという状態が進行してきた6年でもありました。

今の経済状態は厳しいですよ。日本経済を牽引してきたトヨタがあのようなことになってしまっているし、流通ということでいくとデバ

ートの閉店が相次いでいるし、新卒の就職がキャンセルになったり、就職率が悪くなったり、非正規雇用者ががーんと伸びて、その待遇が問題視されていたり、家庭に目をやると子供に対する虐待事件がジャンジャカ出てきたり、離婚が相変わらず増加している。自殺者がずっと3万人を越えたままであるとか、暗い話が出てきていて、日本社会は大丈夫なのかという声があちこちで聞こえます。問題山積で、暗い気持ちになります。国の財政状態ということから見ると、破綻に向けて進行しているという報道も日々されているわけです。

政治家がこの状態をどうやって打破していくのかと政権交代後の実状を見回してみても、財政危機と政治不信がうずまいて、なかなか打破の方向が見えてこない。わが国の社会全体が今、混迷を極めていきます。

そこで、こうした社会で法律家に何が期待されているかを考えてみる必要があります。法律家というのは社会的存在です。法律は社会の産物であるし、社会から自由にはなれないけれども、事件処理を通じて社会をコントロールすることができる。社会に影響されながら、社会を統制していくことのできる社会的存在なのです。弁護士について言えば、「基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命と」しています。個々の事件を依頼されて紛争解決にあたるという私人ではあるけれども、個別を通じて普遍的な議論をすることで公共的価値実現に向けて活動することができます。裁判官や検察官もそれぞれに個別事件を通じて公共的価値実現に向けて活動する。法律家というのは、社会全体がどれだけ混乱し、社会正義が通らないような事例が横行していても、その弊害を是正できる職業人と言えます。国が国としてある限り、法律家は、社会に役に立つことができる職業だと思えます。先ほど、私は、法科大学院の危機や理想が裏切られてきたという暗い話をしましたが、この危機をわが国の社会の中で対象化すると、法曹の働きがいがある時代になってきているような気

がします。これは居直りではなく、原理的に考えると指摘できることがらであると思えます。

たしかに法科大学院は、厳しい状態に置かれているけれども、「有能な法律家よ、多く出でよ」という社会の深部からの声はあると思えます。市民のために働いてくれる法律家を必要としている社会的な需要はむしろ増えてきていると確信しています。

今回の日弁連会長選と法科大学院

今回の日弁連会長選の話になりますが、ご承知のとおり、宇都宮氏が、新司法試験の合格者数を1500人にするという政策を掲げて、従前の主流派を破って当選しました。最近、1500でも多い、1000だという決議をあげた弁護士会が出てきてまして、これからどんどん出てくる可能性がある。こういう日弁連の新たな動きの中で、法科大学院はどうなるんだろうかという疑問が湧いてきています。

「地方の反乱が主流派を破った」という新聞の見出しが目立ちました。その地方というのが、本当は弁護士が少なく、需要にできていないというところのはずです。ところが、現象的に見ると、地方の弁護士会が合格者1000人の決議をして、宇都宮会長を支持している。地方は本当に足りているのか、という問題。そこに地方における弁護士の存在様式の問題、いいかえれば、弁護士の目の暗さを感じてしまいます。事務所を構えて、依頼者がやってくるのを待ち、相談を受けて裁判を起こしていく。そういうのが従来型の法律事務所経営なんですね。ところがこの10数年、新自由主義の政治によって、貧富の差が激化し、敗者というか、路頭に迷うような貧困層が増えている。本当であれば、そういう人が法による救済を求めて法律事務所の門を叩くはずです。しかし、法律事務所の門を叩くということがあまりないというのが実状です。例外としてあるのが、最近テレビCMにたくさん出ている多重債務専門の法律事務所や司法書士事務所ですが、好ましいことではない

と思います。本当は雇用、会社、家庭の問題、いろんな問題で悩んでいる人がいると思うのですが、そういう問題を弁護士に言っても解決してもらえないのだろうか、コストが高いのだろうということ、なかなか法律事務所に声が届かないという状況がある。そこに現実と、弁護士の経営の仕方のギャップみたいなものがまだまだあります。私は地方の反乱という形で宇都宮氏を当選させたエネルギーが、自分の地域の人権状況や正義の状況の分析（それは地域司法計画という運動になります）に向かってほしいと考えております。事務所の経営を少し変えれば、弁護士の需要があるということに気がつくのではないかというように思っております。

地方に行くという可能性について言うと「いそ弁にどうぞ」という口は現状、なかなかないですけれども、新しい方法として、法テラスとか、ひまわり基金法律事務所の所長に志願するとか。神奈川でも始まりましたが、都市型公設事務所の所員になるとか、そういう選択肢ができてきました。

新会長の政策が法科大学院に厳しい風をさらに強めてくることが予想されるだけに、その分、法科大学院の側が意見を発信していくということが必要になってくるような気がします。では、どのような声を上げるかです。私は、裁判官、検察官への任官者が増えていないことへの批判を強めることと給費制の堅持の運動を呼びかけることだと思います。これについては項を改めて話したいと思います。

裁判官検察官任官者の大幅増員

今次の司法改革は、法の支配がわが国の隅々にまで及ぶようにすることを基本理念としていました。政治改革、行政改革を進める中でいわば小さな国家への転換を図ってきたわが国が、「この国のかたち」の再構築にかかる「最後のかなめ」として位置づけた司法改革においては、反対に小さな司法から大きな司法への転換を打ち出しました。裁判官、検察官の大幅増員が必

要であること、そのための財政出動を積極的に行うべきであることをうたいました。法科大学院制度を導入しての法曹人口の大幅増員を打ち出した背景には、わが国の司法を強化しようとする決意表明が存在していたことを忘れるわけにはいきません。ところが、今思うと、審議会意見書には不十分な点がありました。司法を強化して、裁判官、検察官の大幅増員が必要であることを強調したものの、その目的は、裁判の審理期間の迅速化に置いていました。そのために、地方における「小さな司法」の実状を改善するための裁判官、検察官の大幅増員という観点が落ちていたのです。日弁連は、90年代から弁護士ゼロワンマップを発表し、弁護士ゼロワン地域の解消に向けてひまわり基金を作り、2000年からは、過疎地に法律事務所を作る運動を展開してきました。その結果、弁護士ゼロワン地域は大幅に解消してきました。司法需要の掘り起こしも行い、過疎地域の裁判所支部の事件数も増加しました。ところが、相変わらず、裁判官が常駐しない地方裁判所支部がたくさんあるのです。例えば、水戸地裁麻生支部の事件数は、管内に2つのひまわり基金法律事務所ができるなどしたために、民事事件の数が3倍に増えました。しかし、麻生支部には裁判官は常駐せず週に3日、水戸の本庁から通ってくる状態が続いています。また、千葉地裁佐倉支部では、管内人口の増加により民事事件が増えたために、刑事事件を扱わないことになりました。佐倉支部は、成田空港を管内にかかえるために、刑事事件が多く発生しているのに、刑事事件を扱わないのです。千葉県市川市にある市川簡易裁判所と同裁判所に併設した千葉家裁市川出張所は管内人口が爆発的に増加し（市川市、船橋市、浦安市で120数万人）たために事件数が激増しています。弁護士数も50人ほどになりました。しかし、地方裁判所・家庭裁判所の支部にはなっていません。このような例は全国各地にも見られます。法の支配を「あまねく国家、社会に浸透」させようとして司法改革の基本理念を

立てたのであれば、地方における小さな司法の解消に向けて裁判官、検察官を大幅増員させることこそ法曹増員の前提と言わなければなりません。法科大学院は、審議会意見書からいけば9年にわたって、地方における裁判官検察官不足が解消されていないことを指摘し、地方の司法基盤整備の拡充のための裁判官検察官増員の必要性を強調し、そのためにも新司法試験合格者の増員を訴えるべきだと思います。

給費制の堅持

適性試験の受験者数が減少し続けているのは、弁護士資格を得ても就職先がないという実状に加えて司法研修所で受ける修習期間中の給与制が本年11月から廃止されることになっていることにも原因があると思われます。法科大学院で学ぶために多額の金を使った上で、さらに修習費用を返済しないといけなくなると、法曹資格を得ることへの経済面からのハードルが高くなることは事実です。この点については、すでに各地の弁護士会が給費制の継続を決議していますが、社会の目は冷ややかのように見えます。つまり、弁護士という私人を養成するのにどうして税金を投入しなければならないのかと言うのです。この点、世論は明らかに、統一修習のために税金を投入して構わないという戦後長く続いてきた考え方と違ってきています。

給費制問題は、弁護士をどのような存在と見るかという問いと深く結びついています。他方で、財政危機に陥りつつあるわが国において、法曹養成をすることにどれだけの公共的な意味があるかという問いとも結びついています。日弁連の新執行部は、給費制の継続を求める対策本部を設置し、運動を始めることを決めましたが、政府や世論を説得するのは容易ではないと思われる。法科大学院の側からの給費制を求める情報発信が必要であると思われる。また、わが国の社会がどれだけの法曹を必要としているかについての研究も必要です。これらは、日弁連で議論しているし、さらに深めるべきこと

ですが、法科大学院も、これらの問いに答える法社会学的、法制史的研究に取り組むべきだと思います。特に本学には、伝統のある法学部があるのですから、法学部の教員と協力してこれらの研究に取り組んではどうかと思います。

神奈川大学法科大学院での6年

今までは雑駁ながら、「大きな話」をしてきました。ここで、この法科大学院での6年、私が何を目ざしたか、について述べてみます。日本の弁護士の醇風美俗として後輩を育てることにかなり一生懸命やってきました。そういうところの延長線上に私の問題意識もありました。ロースクールができるまでは、修習生を迎えて、その修習生をいい法曹にしようというので、4ヶ月間一緒に動き回ることをやってきました。それが、新制度でプロセスとしての法曹養成をやるというのだったら、そこに入って、自分が実務家としてやってきたことや、持っている問題意識をぶつけてやってみたい、というのが私のスタンスでした。

このあたりは演習を振り返ってみたいのですが、民事法演習Ⅳは丸山茂先生とご一緒しましたが、これは私にとってとても面白かったです。君たちにとっては嫌だったのかもしれないですけども。今家族をめぐる争いがとっても増えていると思います。自分が扱った事件を題材にして手を加えた問題を出していますので、私の演習問題をやる人はとてもヴィヴィッドな、今の家族問題に触れることができただろうな、という気はします。

結婚、それから養子。これは家族法の問題で相続にもなるわけで、跡継ぎの問題。やはりお年寄りが寂しくて、不安で、自分が築いた、あるいは夫から受けた財産をどう次の世代に伝えたいかということにけっこう心配している。そういうところに、うまく接近して、妻や養子になったりする手続をするが、実態を伴わないために、他の相続人と紛争になるという話がずいぶんあります。わりと短期間にそういう話が

出てきています。民法法演習Ⅳのテーマの種はつきないという気がします。これらが判例化するまでは時間がかかると思いますが、法律家として腕をふるうジャンルとして、親族・相続の話というのは抜きがたいテーマとしてあると思います。

民法法演習Ⅲの分野（不法行為法）も私は演習で担当してきましたが、鶴藤倫道先生と一緒に重要判例を読んでいきました。権利侵害から違法性という流れの中で、現代社会には、ぎりぎりの事例がずいぶん起きています。話すとかケースごとになってしまうので、やめますが、損害賠償法の分野は実に多様なケースを生み出している。脅し脅され、騙し騙され、そういう世の中になってきている。そういう中で生きていくのは大変なんだなと。普通の市民が家庭を持って、仕事を持って、地域で暮らして生活していく中で、詐欺商法であったり、突然の侵入者に襲われたり、これはネットとかも含めてですけども、不法行為ではないのか、と思われるような事例に遭遇することが増えている気がします。不法行為のジャンルということも、これからいよいよ多彩な事件が出てくるような気がします。私自身は、この6年の間に医療過誤訴訟の勝訴判決で2件新聞報道されましたが、1件は逆転敗訴となり、高裁の壁を感じさせられています。

公法演習Ⅰ（憲法）は矢口俊昭先生と一緒に重要判例を読んでいきました。私は、政教分離裁判を10年かけて最高裁まで行った経験があるので、政教分離の判例を2回やろうとしたところ、1期生の一部から異論が出て、法科大学院における憲法判例の読み方、授業のあり方などについて論争したことがありました。今となっては懐かしいエピソードです。

刑事実務については、私が扱った刑事裁判なるべく使って教材を作ることを心がけてきました。刑事実務の授業では、刑事実務と法理論教育の架け橋をやることを目標とするのですが、実体法の知識を前提としているわけなので、そ

こが十分でないと、なかなか次のステージに行くことは難しいということを感じました。すでに指摘したような法科大学院の危機の中で厳格な成績評価が必須になってきています。法科大学院というのは、法律家を養成する専門職大学院ですから、卒業すればいいというものではありません。卒業することが同時に新司法試験に合格するという水準に達する、ということの意味しているのだと思います。卒業できた、さほど司法試験には歯が立たないというのでは、単位を取得する、卒業するというもののレベルが低すぎることになります。法科大学院を卒業するということは、司法試験に合格するレベルに近いところまでいっていないといけな。それが基本ではないかと思うのです。やはり法科大学院の日々の学習を確実にして、次の段階に進んでいくということを曖昧にはいけない気がします。

法科大学院の危機に抗した「小さな」実践

さきほど、転機となった「あの事件」という話をしましたが、あの事件の直後に東京である会合が開かれて、そこに私も出ました。当時のロー生がたくさん集まっていた、その1人が言ったことが印象に残っています。ドーピング検査で黒と出たら、有無を言わず失格になる。だけどこの司法試験疑惑に関しては、裁量があって、その受験生は失格にならなかった。もっとドーピング検査みたいな厳しさがあってもいいのではないかというようなことを言っていました。ドーピングにひっかかる場合も、本人がそれと知って飲む場合だけではなく、周りが渡してくれた物が禁止薬物であったためたまにひっかったものを含めて、結果が出たらアウトになってしまう。試験問題の漏洩疑惑の件についても、学生の方は善意で受かりたい一心で、その情報を活用したのかもしれないけど、その結果特に合否には関係がなかったということにするのは、甘すぎる、と言うのです。あの学校以外のロー生の発言です。裁判もやりたい

くらいだけど、学生の身ではそういうこともできない。そういう地位にいることがとても残念だ、弁護士さん、がんばってください、とか言われたのですが、具体的な行動はできませんでした。しかし、このままではいけないと考えて、法科大学院の受験への急傾斜が始まったという問題状況の中で、学生に私の問題意識をぶつけたのが、2007年10月10日に開催した田岡直博弁護士の講演会でした。宮古ひまわり基金法律事務所にも所長として赴任して活躍した若手の弁護士を招いて、地方での弁護士の生き様を語ってもらった講演会には、とても多くの学生諸君が参加してくれました。講演の後に、当時の阿部浩己委員長にも登壇を願って対論をしていただき、さらには会場との質疑を通じて、新しい弁護士像についての議論を深めることができました。この企画は横浜弁護士会のメーリングリストも使って宣伝をしたところ、教員をしている弁護士の協力もあって横浜国大からもそれなりの参加がありました。横国ロー生のアンケートがまたおもしろかったのですが、自分のローではこういう企画はありえない、と。神奈川大学でこういう企画があったということはすごいことだと思う、と。これは皮肉と読むのか、来てよかったとは書いてありました。やはり、「あの事件」の後の法科大学院の変化を見るに付け、私としては、理想を掲げてそれに向かって、進んでいくということを、この法科大学院でやりたかったのです。

私はもうひとつ、2008年9月、横浜市で行われた関弁連定期大会シンポジウムの実行委員長をつとめたのですが、プレシンポにおいて、法科大学院の問題を取り上げまして、東京を含めて、関東弁護士会連合会の管内、これにはいわゆる関東に長野とか、静岡とか、新潟とかが含まれるエリアなんですけど、管内1都10県にある法科大学院すべての法科大学院生を対象とする大規模なアンケート調査を行いました。司法試験に合格したら、将来どこで働きたいか、地方に生きたいか、なぜか、というようなアン

ケートを取りました。法科大学院で学んでいる学生諸君に弁護士会がメッセージを送っているよ、というのを伝えたかったからです。予想以上に地方で働きたいと思っている東京のロースクールの学生が多いことが分かりました。そのことを東京で記者会見したところ、朝日新聞がその結果を全国版で報道してくれました。私がこの6年間でやった仕事の学外的な仕事として、関弁連シンポで法科大学院の学生アンケートを行ったということは、それなりに大きいものがあった気がします。

「小さな実践」の3つ目は、学内法律事務所設立の検討です。丸山委員長もこの方針には積極的でした、教授会内に学内法律事務所設立準備の委員会を立ち上げました。私はその委員会の責任者として、全国の法科大学院のどれだけが学内法律事務所を開設しているかを調査し、その中から獨協、筑波、岡山の各法科大学院の学内法律事務所を訪問しました。その上で、神奈川大学法科大学院にも学内事務所を作るべきであるとの考えを確認するとともに、その意義について抑えておく必要を感じました。

学内法律事務所を作る意義はふたつあると思います。合格した卒業生の意識の問題として、明らかな変化が生じています。少し前までは、司法研修所同期のつながりが一番だった。ロー世代に入ってから、どこのローを出た、ローのつながりというものも顕著になってきています。ここの卒業生合格者も、ここのローを出たということも覚えていてくれて、何かというところを駆けつけてくる。そういう愛校精神に満ちた卒業生の合格者がいっぱい、いっぱいと言ってもまだ21人ですが出てくる。後輩を育てることの今日的な実践のためには、卒業生が学内法律事務所に関与してそこでクリニックを展開する。で、ロー生がそこで学ぶ。そういう拠点を内部に作るということは、今後の神奈川大学法科大学院の構想にとって大きいものになるはずだと思っています。

もうひとつは、就職問題です。確かに新人弁

護士を勤務弁護士として採用する事務所が少なくなってきたという問題があります。だったら、ロースクールで学内法律事務所つくって、弁護士人生をそこで始める場所を提供しようということです。本学は総合大学ですから、学生や職員の数は多くいますし、卒業生も多い。地域とのつながりもある。地域密着型の法科大学院を自認する本学が学内法律事務所を持つことは、その理念の実践となるはずで、24号館には実務家教員がいるわけですから、困ったら実務家教員に聞けばいいので、いそ弁ではないけれど、教員と学内事務所の弁護士が相談をしながら、ということができている状況にあるわけです。卒業生合格者が自分の母校に帰ってくる時に、拠点としての学内事務所があるということの意味は大きいような気がしております。残念ながら、今私は退職する立場になりましたので、ぜひ、学内事務所を作っていたらいいと思っています。

寂しい気がしているのは、この間の経過の中で、学内事務所を持っている法科大学院が司法試験の合格者数という点で苦戦しているところが多いことです。では、どうしたらいいか、ということについてですが、後任の担当者にゆだねるしかありません。

実務家教員としての反省

自分は実務家教員として、職責を全うすることができたのだろうかと考えています。今日、米倉明さんの「法科大学院雑記帳」を持ってきているんですが（米倉さんは、「法学入門」という定評ある教科書を書いており、私は以前、横浜国大の1年生に「法学」を教えていた時にその本を使っていました）、この「雑記帳」を読んでいたら、教員が「してみせる」という部分の重要さと、「してみせるところをしすぎてしまうこと」の危うさ、というものの両方を書いています。やはり学生が自分で学ぶのが8、教員の関与が2くらいみたいにはここには書いています。純粹未修者に対しては、教員がしてみ

せる、こうやって、こうやって判例読むんだよ。こうやってノートは整理するんだよ、という「してみせる」部分が教員には必要ではないか、というようなことを書いています。

私は、本学の教員になる前、何名かの修習生を受け容れてきましたが、修習生に対して「してみせる」ことの重要性を感じていました。いろんな経験を経ているんな地方からやってきた、初々しいと言えば初々しい修習生が実務修習の1年半を経ると実にたくましくなって司法研修所に帰ってくると言われます。実務修習がなぜ修習生を法律家らしく鍛えてくれるのか。それは、現場の力、言い換えれば現場が持っている教育力だと思います。弁護、民裁、刑裁、検察の各現場が持っているそれぞれの迫力。それらに触れることによって受け取るものは、座学では味わえない、しかもとても大きいものがあります。現場に関わることの重みから、修習生は、学習に対する態度が変わってくる。それぞれの修習担当の教官は、修習生を意識して「してみせ」ているわけではありませんが、それぞれの立場で実務を行う姿が、修習生から見ると「してみせてくれている」ように映るわけです。弁護修習の場合、担当の弁護士が自分の事件で、依頼者から事情を聴取して書面を書いている姿を見せる、あるいは、裁判所に行って、裁判官につっこまれてそれに答えている姿を見せる。あるいは、証人尋問で証人に反対尋問をしている姿を見せる。そうした各場面で「してみせている」んですね。自分がついた弁護士が法律家としてまさに活動している場面を見せている。さきほど米倉さんが、これは研究者教員の言葉ではあるのですが、教員が「してみせる」という部分の重要さを指摘したと紹介しましたが、法律実務家が、実務修習で修習生にしてきたことが、期せずして同じような教育をしていたことに気付かされます。

そういうのを法科大学院で、どういうようにできていたか、ということを考えます。メインになるのは演習ですが、さっき言ったそれぞれ

の科目で実務家教員が「してみせて、」というところをどれだけできていたか。刑事実務や民事法演習Ⅳ（家族法）は自分がやった事件を素材に課題を出していたので、自分はこうやったというタネ明かしを最後にしていたのですが、実務修習に比べれば、教室での「してみせて」なので食い足りないというところはあっただろう、と思います。

「させてみて」は起案させてみて、その起案を評価することになるのですが、教育力という点で見ると、この法科大学院でどれだけ私が、実務家教員にふさわしいやり方で「してみせる」ことをしていたか、「やらせてみる」ということができたかについては忸怩たるものがあります。民事法演習Ⅲや公法演習Ⅰのように研究者教員と一緒に重要判例を読むスタイルの授業の場合、実務家教員らしい教え方とは何かを模索し続けていたというのが実状です。1審判決から読んでいくことで、当事者の主張を要件事実に理解するように努めたこと、最高裁判決では、補足意見や反対意見にも目を配り、同じ事案について示される多くの意見を読み込んでいったことを心がけていました。やはり実務家教員としては、法廷ではない演習室で、してみせる、やってみろと言ってさせてみて、それに評価を加えるということは容易ではありませんでした。

贈る言葉——どう論文試験に対応したらよいか

では、どうしたらいいのか、という最後のところになります。どうしたらいいのかというのは、この法科大学院としてこれからどうしたらいいのかということと、司法試験受験生としてどうすればいいのか、という大きな話と小さな話とがあると思います。前者については、私が追求した方向を引き続きやってほしいと言うことになるので、それ以上は割愛し、後者について、本日卒業を迎えた君たちに対して、論文試験にどう対応するか、ということについて話したいと思います。

私が合格した昭和51年当時の合格率は2%未満しかなく、ずいぶん難しい試験だったと思います。今は下がったとは言っても、まだ20%です。今年も下がる可能性はあっても20%ではあるでしょう。当時に比べると10倍以上も広き門になっています。そう考えて下さい。しかし、論文試験に合格するには、それなりの難しさがあります。それでも、こつのようなものもあります。聞きますと、本日の卒業生の中には、何回も旧試験の択一を受かっている人がいるらしい。どうして論文試験を受からないのか、と聞きたくなります。先ほどの米倉明さんは「法科大学院雑記帳」の中で、よい司法試験問題とは、ということを書いています。何がなんだかわけが分からない。わざと論点が絡まるように問題を作って、どこに問題の所在があるのか、いわゆる論点主義では当てはまらない、枠におさまらないような問題が司法試験の問題としてはよい問題であると言います。受験生には、腑分けをして自分なりの法律構成のところに持ち込んでいく能力を見たいと言っています。米倉さんは民法の人ですから、民法の事例問題について述べているのですが、おそらく他の科目についても同様に考えているのでしょう。実務でもそうできて、何なんだという事案が多い。ですから、米倉さんの言うことはうなづけます。そうだとしますと、論文試験に合格するためには、提示された事例を自分なりの問題意識で整理することじたいが評価の対象になるわけで、整理する切れ味、自分の切り口を評価してもらおうということになる。論点にたどり着けば、その論点についてはなんとか書けるはずです。これまで君たちは論点については勉強してきたわけですから、そこにたどり着くまでが勝負と言えるでしょう。切れ味のある人材を取りたい、ということなんです。論点にたどりついて、論点からその先、事実の当てはめ、事実分析を当てはめるところは、水準の人は水準の論文を書く。そこにいたるまでの事実を区分けして、論点にたどり着くまでの問題意識。そこを工夫

をしてみるものが、合格の道のような気がします。

ちなみに、司法試験に合格するには、卒業年度にその勢いで合格するのが一番だと思います。卒業してじっくり英気を養って、自分なりの体調を整えて、1年ぐらい間をおいてから受けるというのではだめだと思います。本日卒業した方が多いので、言いますけれど、卒業をしたこの勢いで司法試験にぶつかる。やはり勢いがな

いと受からない気がします。自分なりにタイミングを整えてとかいうのではなくて、一回この勢いでぶつかって、落ちるとしても肌身で壁を感じて、その壁の高さ、堅さを肌身で感じてその上で戦略を練り直すことが大事のような気がします。首尾よく受かるためにも、この勢いを活用することが必要ではないかという気がしています。健闘を祈ります。